



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	SIZシステムの成立とその意味
Author(s)	岩田, 昌征; IWATA, Masayuki
Citation	スラヴ研究, 26, 133-157
Issue Date	1980-08-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/5106">https://hdl.handle.net/2115/5106</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00002052868.pdf



# SIZ システムの成立とその意味

岩 田 昌 征

第 I 章	SIZ の憲法的概念
第 II 章	SIZ 構想の前史
第 III 章	SIZ 制度の前史
第 IV 章	SIZ システムの確立
第 V 章	SIZ の管理
第 VI 章	科学 SIZ の事例
終 章	

## 第 I 章 SIZ の憲法的概念

SIZ とは、セルボ・クロアチア語 *Samoupravna interesna zajednica* (自主管理利益共同体) の略称である。この規定に定められた社会経済的概念内容は、字面を何回ながめても把握できないが、反対に概念内容を知った上であらためて、この用語を見てみると、それなりに適格な言葉が選ばれているのに気付く。

本章では、SIZ の概念を理解する為に、ユーゴスラヴィアの社会経済体制の骨格を相当厳密に規定している 1974 年『憲法』<sup>1)</sup>と 1976 年『連合労働法』<sup>2)</sup>を材料として用いよう。

『憲法』において SIZ の概念規定がなされている個所は、主に序論「基本原則」と第二部「社会システム」第一章「社会経済システム」第三節「自主管理利益共同体」である。

序論「基本原則」III において社会的所有、労働基礎論、所得分配、連合労働基層組織 OOUR (*Osnovna organizacija udruženog rada* の略称)、商品生産、自主管理協定、社会協定、計画化、貨幣・信用システム等のユーゴスラヴィア社会主義の鍵的ワードが列挙され、簡潔に論じられているが、SIZ も先ずそこで叙述されるべき重要な基本概念なのである。

「基本原則」によれば、①勤労者は、教育、科学、文化、健康及び他の社会的活動に関する個人的かつ共同的な必要と利益を有する；②かかる必要と利益を満たす具体的労働を行なう勤労者が存在する；③①の労働者と②の勤労者は、彼等の労働を自由に交換し、連合する；④かかる労働の自由交換 *Slobodna razmena rada* は、直接的であるか<sup>3)</sup>；⑤あるいは、SIZ を設立して、その枠組を通して行なわれる；⑥労働の自由交換とは質を異にする互惠性 *Uzajamnost* と連帯性 *Solidarnost* の原理に基づく SIZ の設立もある；⑦両グループの勤労者の間に社会経済的ステータスの差異は、存在しない。

第一部第一章第三節「自主管理利益共同体」は、第 51 条から第 58 条にまたがる。それ

1) 文献 [1].

2) 文献 [2], [3].

3) 直接的な労働の自由交換は、本稿の対象としない。SIZ を介する労働の自由交換のみが論ぜられる。

らの重要な内容は、以下の如くである。① SIZ は、勤労者自身によって直接に、あるいは彼等の自主管理組織によって設立される；② SIZ における権利義務、相互関係における責任は、設立に関する自主管理協定 *Samoupravni sporazum* 等によって定められる；③ 勤労者は、必要と利益の充足の為に彼等の個人所得及び連合労働基層組織 OOUR の所得から分担金 *Doprinos* を SIZ に支払う（以上は第 51 条）。④ 労働者及び教育、科学、文化、健康そして社会福祉の分野で働く勤労者は、労働の自由交換の原理で SIZ を設立し、そこへ労働と資金を連合し、そこにおいてこれらの領域における発展と前進に関する政策を形成する；⑤ 資金を分担する労働者と教育から社会福祉に至る諸活動を行なう勤労者の諸権利が保証されるように、SIZ の内部関係は、組織されねばならない；⑥④で列挙された分野以外の社会的活動においても SIZ を設立できる（以上は第 52 条）。⑦ 年金・傷病保障年金等に関する SIZ が互惠性、連帯性及び過去労働 *Minuli rad* の原理に基づいて設立される（以上は第 53 条）。⑧ 勤労者と彼等の連合労働組織 *Organizacija udruženog rada* 等は、住宅問題 SIZ を設立し、そこに住宅建設用資金を連合し、住宅建設政策を決定し、また居住者と共に社会有住宅を管理する（第 54 条）。⑨ 公共施設、電力、水経済、輸送等の物質的生産の領域においても必要ならば、生産者と利用者は、共同利益を実現する為に SIZ を設立できる（第 55 条）。⑩ 特別に社会的重要性ある活動に関して、法律あるいは法律に基づくコミュン議会の決議によって SIZ の設立を強制し、分担金支払を義務付けることが出来る（第 58 条）。⑪ 特別に社会的重要性ある活動を営む SIZ が重要な決定を下し得ぬ場合、社会政治共同体 *Društveno-politička zajednica*（略称 DPZ）の議会 *Skupština* は、臨時の解決方針を発する事が出来る（第 59 条）。更に、第二部第二章「社会政治システムの基礎」第八節「議会制度」の中で SIZ と DPZ の対等性を定めている。すなわち⑫ 教育、科学、文化、保健及び社会福祉に関わる SIZ の議会 *Skupština* は、DPZ の議会と対等の立場で関連する諸問題について共同決定を行なう（第 145）。

1976 年『連合労働法』は、『憲法』の第二部第一章「社会経済システム」の規定を詳細に体系化したものである。従って、連合労働 *Udruženi rad* の特殊形態である SIZ に関する言及も各所に見られる。

『連合労働法』第一部「基本規定」における SIZ 関連の条項を検討しよう。① 市場法則が労働と必要の調整及び労働成果の評価の唯一の基礎となり得ないような特定領域の基層組織に働く労働者は、労働の自由交換という原則に従って所得を実現する；② 労働の自由交換による所得獲得の条件は、自主管理協定に定められる；③①に言う領域で働く労働者の労働成果の評価は、物質的生産における新価値の創造、社会的労働生産性の向上、社会全体の発展への貢献、またこれらの領域の活動に対する共同的必要・利益の充足への貢献に応じて行なわれる；④ 但し、かかる評価は、物質的生産を行なう基層組織の物質的可能性の枠内で、計画と共同で確定されている尺度に基づいてなされる；⑤ SIZ の仕事を行なう労働共同体 *Radna zajednica* の労働者の所得は、自主管理協定、定款または契約に従って、労働の自由交換に基づいて取得される（以上は第 22 条）。

第二部「連合労働における労働者の社会経済的関係」第一章「所得獲得における関係」に見える規定は、以下の如くである。① 教育、科学、文化、保健、社会福祉及びその他の

## SIZ システムの成立とその意味

社会的活動における共同的必要の充足資金と社会保障における共同的必要の充足資金は、労働と社会発展の共通的・一般的条件として基層組織の所得から保証される（第53条）；②①の資金は、SIZの枠組を通して保証される；③但し、資金を保証する基層組織の労働生産性の向上に応じて、かつ計画の基本に関する自主管理協定または協約 *Dogovor* に定められた共同的必要の充足範囲・充足度に応じて保証される（以上は第54条）；④教育、科学、文化、保健、社会福祉及び他の社会的活動に従事する基層組織は、労働の自由交換の原理に基づいて、直接に、あるいはSIZの枠組を通して所得を獲得する；⑤かかる社会的活動ないしサービスを行なう基層組織の収入は、なされた活動・サービスに対する自主管理的に協約された補償 *Samoupravno dogovorena naknada*=サービス価格 *Cena usluge* の形をとる（以上は第92条）；⑥社会的活動を行なう基層組織の労働の物質的基盤拡大=投資の為の資金は、サービス価格より捻出されるか；⑦市民の自発的分担金と社会政治共同体 DPZ の議会決定・法律に基づいて形成される資金から手当される（以上は第93条）；⑧公共施設、電力、水経済、輸送及び他の物質的生産部門においてSIZが編成されていれば、かかる仕事を行なう基層組織の所得は、労働の自由交換の原理に基づき、自主管理協定で定められている（第94条）。

第三部「連合労働の自主管理的組織化」第一章「労働と資金の連合形態」における関連規定は、以下の如くである。①物質的生産領域であっても、市場法則が労働と必要の調整と評価の唯一の基準たり得ない領域の生産者たる連合労働組織 *Organizacija udruženog rada*（略称 OUR）とその生産物の利用者は、SIZを結成し、その最高管理機関として議会を有す；②この議会は、代表委員制 *Delegatski sistem* の原則で編成され、生産者と利用者が権利・義務・責任に関して対等に決定を下し得るように編成される（以上は、第389条）。

以上は、全文397条より成る1974年『憲法』そして全文671条より成る1976年『連合労働法』と云う巨大な法体系よりSIZ関連の諸規定の一部、但し重要な部分を選び出して、要約したものである。従って、実定法的、実務的なSIZ理解の観点からすれば粗いものであるが、社会経済システムの構成部分としてのSIZの構想を理解するには、十分な要約であろう。

SIZの本質的特徴は、現代資本主義においても大なり小なり国家権力機構が行なっている様々な社会的・公共的サービス——ユーゴスラヴィアの用語法によれば、社会的活動 *Društvena delatnost*——を国家の媒介なしにサービスの享受者とサービスの実行者の直結組織を形成して実現しようとする所に端的にあらわれる。『憲法』と『連合労働法』の規定に明らかな如く、かかる直結組織は、いわゆる社会的活動（教育、科学、文化、社会福祉、保健等）に限定されず、必要性と可能性がありさえすれば、電力、水経済、道路等の物質的経済活動へ拡張できる。すなわち、SIZシステムの狙いは、経済的価値の創造者である生産的労働と非生産的労働の自主管理的結合及び生産的労働内部における非市場的連結である。現代資本主義経済においても、社会的・公共的サービスは、市場メカニズムにまかされず、巨大な租税・財政機構を通して供給されているし、基幹的経済活動に関しても、市場メカニズムだけでなく、国家メカニズムによる統制・補助・計画化の作用

が益々強まっている。

ユーゴスラヴィアの1974年『憲法』・『連合労働法』体系の示す構想は、市場メカニズムが有効に働かない領域をただちに国家機構の作用領域に組み替えようとする現代社会に流行の固定観念へのラディカルな批判になっている。市場でなければ、国家、国家でなければ、市場だと言う二者択一的既成観念への批判である。『連合労働法』第22条に「市場法則の作用が労働と必要の調整及び労働成果の評価の唯一の基礎でないような活動分野」——第389条によれば、「唯一の基礎であり得ない活動分野」——において、労働の自由交換の原則が登場する、とある。この労働の自由交換なるカテゴリーが、分脈から判断して、市場における交換=商品交換でない事は、同じ交換 Razmena なる術語を使用しても、疑問の余地が無い。同時に交換である以上、国家権力装置による経済価値の徴収(租税)と配分(交付金・補助金)を意味しない事、これも自明である。

それでは、市場法則によって適切に活動の編成、調整、評価が行なわれる事のない社会的労働の分野が社会的に不必要かと言うと、勿論、そうではない。『憲法』の序論「基本原則」IIIにおいて「社会的労働の統一的過程の部分」としてのその必要性が承認されている。問題は、必要性一般ではなく、如何なる社会的活動をどの程度に必要とし、その為にどれほどの経済的価値を振り向けるかと言う必要・欲求の具体性に、更に誰が、如何なる社会的主体がかかる具体的問題を決定するのかに存する。例えば、日本社会におけるこの問題の解決様式は、代議制議会と国家行政機構にある。定期的に地域住民としての市民=有権者から選出される代議士と各級議会の議員が租税の徴収と支出を議決する。実際の税収と税の使用目的は、国家官僚を頂点とする各級の行政装置によって作成される。従って、官僚機構は、富の創造者でないにもかかわらず、集中された富の配分者として社会的権力の巨大な集積である。ユーゴスラヴィアが労働の自由交換なる理念の制度化としての自主管理利益共同体 SIZ によって狙っている事は、経済的富の創造者である労働者・勤労者が社会的活動における経済的価値の消費——この消費は、同時に社会的サービス、文化的価値の形成でもあるが——を直接的に統制し得るようにするだけでなく、生産的労働者と非生産的労働者の利益を事前に調整して、社会的活動の計画的発展、生産的労働者の現実から遊離しない発展を確実にする事である。

かくして、SIZは、資金の提供者=社会的サービスの享受者と資金の利用者=社会的サービスの提供者が共同して結成し、対面しつつ、社会的活動の発展を企てる場として国家機構を代替する社会制度的工夫である。

更に、労働の自由交換なるカテゴリーに含まれる自由なる規定の意味は、国家媒介性からの自由、及び市場法則からの自由であると解釈できる。前者についての説明に続いて、後者についての説明をしておこう。通常、交換なる概念は、市場メカニズム=商品生産の基底にあると了解されている。ここではその意味で交換なる用語が使われてない事は、前述した如くであるが、商品交換ではないと言う理論的保証、市場の法則性に代替する非市場的交換である理論的保証は、何処に在るのだろうか。第一に、資金の提供者とサービスの提供者が相互に孤立して相手と取引をするのではない。第二に、両グループの労働者は、社会的活動の種類、質そして量の決定という共同の課題を設定して、共同して解決す

べく連合する。第三に、問題は、事前に調整され、解決され、その事前的共同決定=計画に従って、資金が提供され、サービス活動がおこなわれる。第四に、従って、かかる交換過程は、持続的・恒常的であって、一回一回が孤立した性質のものでない。以上によって、労働の自由交換なる概念が市場における商品交換に異なる事が納得される。ここには、市場の自然発生性=盲目性が不在である。しかし、SIZ を介して投入した資金に見合う社会的サービスしか、そしてサービスに見合う資金しか供給されないのであるから、資金の提供とサービスの提供の間に全体として交換の性質がある。あくまで、SIZ 全体としてであって、サービスを享受する個々人の立場からすれば、彼の個人所得、あるいは彼の所属する OOUR の所得に応じて SIZ に参加し、彼個人の必要に応じてサービスを受けるのである。個人の提供する貨幣と受けるサービスの間に一々取引関係があるわけでない。またある SIZ に資金を提供しない労働組織の労働者がその SIZ によるサービスを受けられないわけでない。例えば、文化 SIZ に資金提供者として参加していない組織に働く勤労者も、SIZ よりの資金の故に安く供給されるオペラの切符を買って文化財を享受できる。

要約すれば、SIZ の社会的意味は、以下の如くになろう。第一に、国権主義批判の具体的な形態。すなわち従来、国家権力の聖域と見なされていた社会的活動=公共サービスから国家性を排除する事。第二に、かかる社会的活動と経済的活動を直結する事。第三に、かかる社会的活動を市場法則の無政府性にまかせないで、それから保護する事。第四に、理念論的に最も重要な事であるが、労働者自主管理を労働組織の枠内に限定せずに、社会的自主管理へ成長させるための一環節である事<sup>4)</sup>。

## 第 II 章 SIZ 構想の前身

第 I 章で説明された如き社会的活動の SIZ による組織化は、突如として 1970 年代に誕生したのではない。SIZ の構想、あるいは SIZ の方向へ収斂する思想は、すでに 1950 年代の末から見られる。

1958 年に開催された共産主義者同盟 Savez komunista Jugoslavije (SKJ と略称) 第七回大会において、つまり最初のいくつかの SIZ が設立される以前に、教育、文化、社会福祉、保健、住宅建設及び公共施設の領域に自主管理関係を広範に導入すべきであると強調されている。すなわち、自主管理の原則を経済活動に従事する労働集団に限定する意図は、当時からうすかったのである。

1964 年の SKJ 第八回大会の決議には、この点がより明瞭になっている。社会的活動においても国権主義からの離脱プロセス Deetatizacija を促進する必要性が指摘され、その為社会的活動を担う労働集団の自主管理、自立性そして社会的責任を発展させる物質的条件の形成が論じられ、このようにして過去から継受した社会的分業に起因する対立を克服すると主張される。すなわち、精神的労働（社会的活動の主要担い手）と肉体的労働（経済的活動の主要担い手）の対立の止揚というマルクス主義の命題が生かされている。

4) 本章の叙述は、[5] の関連項目、[12] pp. 12-17, 32-38, [13] pp. 57-58, [17] pp. 23-31, [23] pp. 127-137, [25] pp. 30-31, に依拠する。

1969年のSKJ九回大会において、社会的活動に関する理念論的規定は、より切実なものになっている。経済外の社会的活動に従事する勤労者の地位を根源的に変革し、「自主管理原則と所得原理に基づく社会的労働の統一的システム」に完全に統合する必要性が叫ばれる。社会的活動=公共サービスの領域において行政的・財政的關係がまだ現存し、国家の媒介的機能が働いているが、連合労働の実質的影響圏を拡大する為に、それらを克服し、排除すべきであると論じられる。

1970年7月のセルビア共和国の議会決議には、SIZの前身である利益共同体 *Interesna zajednica* (IZ と略称) に関する次の如き評価が見られる。個々の社会的活動における勤労者の自主管理形態として IZ が組織されたので、コミュニオンは、複数の意思決定センターを持つ共同体になった。しかしながら、IZ は、重要な社会的機能を果し、また多額の社会的資金を使用しているので、IZ 内における否定的な現象もまた、見過し得ない。積極的に行動してそれらを除去すべきである。すなわち、IZ の管理機関の社会的構成の片寄り、IZ 利用者の影響力の低さ、資金の配分機能偏重と他の機能の停滞、コミュニオン議会と IZ 議会との自主管理的関係の未成熟、IZ 活動の範囲がコミュニオン領域内へ限定される閉鎖性。

1971年3月のスロヴェニア共和国の議会決議にも同様の趣旨の評価が見られる。そこでは、IZ と並んで利益自主管理共同体 *Interesna samoupravna zajednica* という用語も使われている。IZ の設立と作動によって、社会的サービスの領域において一定の合理化が達成された。小規模施設の合同、施設網の合理的再編、直接的生産者による補足的資金の供給様式の探求など。反面、直接的利害関係者であり、利用者である市民の影響力の発揮は、それが IZ 設立の基本的目的でありながら、全く不十分である。IZ の活動内容と活動方向にすべての利害関係者が影響する可能性を如何にしたら保証できるのか、いまだ未解決の問題である。また、その為の社会的メカニズムの樹立を如何になすべきかも、未解決である。しかしながら、社会的活動における代表委員制 *Delegatski sistem* を発展させる事が利害関係者の影響を保障するシステムづくりの前提である事は、明白である。

1971年3月に開かれたセルビア共産主義者同盟の第三回協議会へ提出された基調報告では、IZ の設立と資金手当に見られる行政的要素を排除し、利用者の参加と影響力を強めるべきであると指摘され、更に続けて、労働組織の参加と様々の領域の連合労働の結合によって資金的関係を直接に整序し、かつ利用者の権利と利益を直接に保証するアソシエーションの方向へ IZ を成長さすべき事が宣言されている。

1971年5月の第二回ユーゴスラヴィア自主管理者大会の決議の中に社会的自主管理の特別なカテゴリーとしての IZ の概念規定が詳しく与えられている。大会のある決議では、IZ の設立は、すべての利害関係者の自主管理的決定に基づくべきであり、設立に関する法律的制約は、ない方が良くとされる。更に、IZ の内部関係は、市民、経済的労働組織、その他の労働組織、コミュニオン議会、つまりすべての利害関係者の影響が出来るだけ完全に発揮されるように民主的につくられねばならないと明言する。同じ大会の別の決議は、より理論的に IZ の規定を展開する。すなわち、「経済と経済外の連合労働を社会的再生産の全体的システムの中へより急速に統合する為に、経済的活動の労働組織と経済

外的活動の労働組織の組織的連結形態になるような自主管理共同体 *Samoupravna zajednica* を創設する必要がある。かかる新しい自主管理共同体の創設は、それらの効果的機能を可能ならしめるような組織的・自主管理的構造を企画する事を要請する。それは、社会的労働の両領域の直接的かつ自然な結合であり、共同的利益に基づく権利と義務の相互的規制の基盤であるような経済的に合理的かつ社会的に正当なアソシエーションにならねばならない<sup>1)</sup>」。

以上に叙述したような、理念論的進化を経て、SIZ の概念と構想は、1971 年の一連の『憲法修正』の中で定式化される。但し、ここで言う修正される憲法とは、1963 年『憲法』<sup>2)</sup>である。特に『憲法修正 XXI』<sup>3)</sup>の規定がこの点で重要である。『修正 XXI』は、全部で 11 項から成り、第 6 項に SIZ 関係の規範的规定がまとめられている。①勤労者は、教育、科学、文化、保健及びその他の社会活動に対する個人的・共同的必要をこれらの活動に従事する労働者との労働の自由交換によって充足する；②また、両グループの労働者の社会経済的地位の対等性がこれによって保証される；③社会的活動を営む労働者とその利用者は、SIZ を設立し、相互関係、権利、義務を自主管理協定と契約 *Ugovor* で定める；④互惠性と連帯性の原理に基づく SIZ も設立し得る；⑤IZ の形成義務、IZ の組織原則、利害関係者の相互関係原則、連帯性原理と個人所得・経済力に応ずる負担原理に基づく IZ への資金分担義務を法律で規定できる。

以上の叙述から明白な如く、1974 年『憲法』と 1976 年『連合労働法』における SIZ システムの原型は、1971 年の『憲法修正』にある。1958 年 SKJ 第七回大会において社会的活動の諸分野への自主管理原則の普及が指摘されてはいたが、1964 年 SKJ 第八回大会の前年に発布された 1963 年『憲法』は、SIZ の構想に直接関連する諸規定を全く有していなかった。しかしながら、現実には、1962 年以来社会保障分野で後に SIZ と呼称される組織原則に近い仕方で活動が行なわれ始めていた。これは、例外的な事柄であったから、63 年『憲法』がかかる社会的動きを理念的・理論的に彫琢し発展させなかったとしても不思議ではない。1965 年以来、SIZ 型の組織化がより活撥になるが、その際の寄り所となった 63 年『憲法』の諸規定をみとどけておこう。前文「基本原則」II に「共同的必要と利益の充足の為の勤労者、労働組織、他の諸組織及び社会政治共同体の自由な連合」という規定がある。また社会保障に関する条文（第 38 条）に「勤労者は、連邦法の定める統一的社会保障体系の枠内で互惠性と連帯性の原理に基づいて保障される義務がある」とされると同時に、「被保険者は、直接に、あるいは彼等が自から選び、リコールする機関を通して社会保障業務を管理する」とある。市民あるいは勤労者の直接間接の参加に関する同様の規定は、第 90 条と第 95 条にも見出される。すなわち、第 90 条によれば、特別に社会的重要性ある活動を行なう労働組織の管理に、利害関係ある市民、関連組織の代表者及び社会的政治共同体の代表者が正式に参加できる。第 95 条によれば、住宅用建物の管理等の社会生活の諸領域における共同的利益にかかわる仕事は、市民によって直接に、あるいは市民が自から選出し、市民に責任を有する機関によって管理される。ここで忘れて

1) [22] p. 12.

2) 文献 [4].

3) [24] pp. 273-27.

ならないのは、ユーゴスラヴィアの社会政治体制において、コミューン Komuna=オプシティナ Opština における市民の直接的政治参加の方向性が強く追求されていることである。63年『憲法』の第96条は、コミューンの一般的性格を定義しているが、本稿のテーマに関連して整理すれば、「基層的社会政治共同体としてのオプシティナにおいて……市民の物質的、社会福祉的、文化的及び他の共同的必要が充足され……出来る限り直接的に社会的自主管理が実現される」と云う趣旨が述べられている。

要するに、63年『憲法』における社会的活動の社会的自主管理に関する規定は、十分に練り上げられたものでなかったし、教育、文化、科学、社会福祉、保健、社会保障等の非経済的活動全般を労働の自由交換の原理や互恵性・連帯性原理に立脚させて組織しようと云う展望を顕示するものでもなかった。しかし、だからと言って、60年代後半から70年代初頭にかけてのSIZ、あるいはSIZ型組織の登場は、63年『憲法』の精神=基調に反するものでない事も指摘しておかねばなるまい<sup>4)</sup>。

### 第III章 SIZ 制度の前史

前章においてSIZなる概念的構想の生成を50年代末から70年代初頭にかけてトレースしておいた。ここでは、かかる理念論的展開に先行したり、あるいは後行しつつ進展する現実制度としてのSIZを調べてみよう。自主管理利益共同体SIZなる名称は、当時普通に使われていなかったが、1971年の『憲法修正』に規定されたSIZに収斂するタイプの諸組織形態を一括してSIZと称して論じる事にしよう。

1960年代初頭までは、すべての社会的活動領域が国家財政、つまりコミューン=オプシティナ、共和国、連邦の租税収入によってまかなわれていた。1960年代の始めになって、国家に資金が集中され、それを媒介にして様々の社会的活動部門へ資金が配分されると云う様式は、労働者自主管理を経済活動部門に限定し、社会的自主管理の方向へ展開するのを防いでいると言う批判が出始めた。

国家財政方式と異なる新しい資金の獲得と配分の様式に関する構想の最初の立法化は、1962年に採択された『社会保障の組織と資金に関する法律』Zakon o organizaciji i finansiranju socijalnog osiguranja である。この法律によって、社会保障の領域における「被保健者の自主管理的組織」として社会保障SIZが設立され、この機関を通して被保険者の諸権利が実現されることになった。社会保障SIZは、社会保障コミューン共同体、社会保障共和国共同体、社会保障連邦共同体の三レベルの組織から成るが、SIZ的特徴として指摘し得るのは、各共同体が自身の議会Skupštinaを持っている点である。この議会は、被保険者が自主管理を実行する機関である。各議会は、社会保障の為の資金の確保、社会保障業務を実施するオフィスの設置、また法律の枠内であるが、社会保障の内容や資金の使用に関する決定を下す。社会保障共同体の議会の成員の任期は、4年であり、2年毎に手数が改選される。コミューン社会保障共同体の議会は、30人から350人、共和国のそれは、100人までである。実際の定数は、各コミューン、各共和国における被保険者の数に応じて決められる。

4) 本章の叙述は、主に次の文献に依拠する。〔22〕 pp. 7-15, 31-40, 〔16〕 p. 18, 〔12〕 pp. 23-24.

1963年『憲法』以前に存在していた SIZ は、上記の社会保障 SIZ が唯一であった。他の社会的活動領域のいずれも SIZ 型に組織されていなかった。1963年、1964年と特別の動きは、見られなかったが、1965年に上記の法律の改正が行なわれ、社会保障 SIZ の法的地位が強化された。つまり法人格が附与され、議会の執行機関として執行委員会 *Izvršni odbor* が設けられた。更に、資金の配分と利用に関する決定権が SIZ 議会により多く割当られた。

1969年に『健康保険に関する一般法』*Opšti zakon o zdravstvenom osiguranju* が制定され、それに従って、法律的、財政的かつ組織的に自立した健康保険共同体が形成された。

社会保障の領域に続いて、SIZ の発生が見られたのは、雇用、つまり求人・求職に関する社会的サービスの領域である。1965年に『雇用組織と資金に関する基本法』*Osnovni zakon o organizaciji i finansiranju zapošljavanja* の制定によって雇用問題 SIZ が設立された。雇用問題、失業者の物質的条件に関する問題、要員養成の問題等は、社会的に極めて重要なのであるから、経済的活動を営む労働組織、国家機関、労働組合、社会政治組織が雇用問題 SIZ の設立に参加する。これらの組織は、雇用政策、雇用業務のための社会的資金の利用、雇用活動に発言権を保有する。

雇用 SIZ も、社会保障 SIZ と同様に議会を持ち、社会計画、経済と社会の必要に即して雇用政策を遂行する。議会の権限は、以下の如し：①すべての労働組織に共通の利害関係ある雇用・要員問題を審議し、解決策を提起する；②雇用施設の活動状況を審議し、経済と社会の必要に応じた活動の前進がなされる様に決定を下す；③雇用の為の資金の形成問題を討議し、提案をする；④雇用の為の資金の利用政策を確定する；⑤雇用施設の活動プログラム、財務計画及び決算に承認を与える。このように、雇用 SIZ は、社会保障 SIZ よりも、財政や経常業務遂行の自立性が強くなっている。議会の構成は、コミュニンのレベルで労働組織、国家機関、労働組合、他の関連する社会政治組織の代表者から、また共和国のレベルでコミュニンの雇用問題 SIZ の代表者、労働組合、経済会議所、婦人の社会活動協議会、青年同盟、職業指導連合及び共和国政府機関の代表者から成る。任期は、4年であり、半数が二年毎に改選される。

第三番目に設立された SIZ は、教育に関するものである。1965年に『教育資金一般法』*Opšti zakon o finansijskim sredstavima* が制定され、それに基づく設立である。教育 SIZ の目的は、教育の社会的役割を出来るだけ完全に遂行し、教育を経済と他の社会的活動の要求に直結させる事、教育用の社会的資金の配分を決定し、教育にかかわる共通問題を審議する事である。教育 SIZ を構成する団体は、教育の専門施設（学校）、経済における労働組織、他の社会的サービスを行なう労働組織及び市民一般である。教育 SIZ は、地域別のみならず、経済的活動と社会的活動の部門・分野に組織される。教育施設の配置、規模、教育用資金の配分、教育の発展計画など SIZ 議会の任務になる。教育の社会的・政治的重要性に照して、当然、教育 SIZ の議会と社会政治共同体 DPZ の議会の関係が緊密になる。従って、DPZ の議会は、各教育 SIZ の定款に承認を与え、SIZ の活動報告を検討し、活動プログラムと決算を調べ、更に教育政策や資金の使用に関して勧告を与え

る。DPZ の議会で教育の振興問題や教育資金問題が討議される時は、DPZ の議会の会議に SIZ の代表者を出席させる。他方、SIZ 議会としては、DPZ 議会からの勧告、批判、コメントを会議を開いて審議する義務がある。

第四番目に設立された SIZ ——但し、これは、セルビア共和国においてのことだが——は、文化的活動を行なうものである。文化 SIZ は、上記の諸 SIZ と異なって連邦議会の法律にではなく、共和国の立法によって規制される。すなわち、『文化資金と文化共同体に関する法律』が 1968 年に制定された。文化 SIZ の設立趣旨は、文化の発展を社会の発展に適合させ、文化に対する社会的欲求の資金的裏付をし、文化領域における自主管理的社会関係を樹立する事であるとされていた。文化活動を行なう労働組織、個人、専門家団体等と文化に関心ある経済組織、市民、社会政治組織等の目的と利益の自主管理的結合の場として文化 SIZ が位置付けられる。ここで、文化 SIZ の果すべき課題を列挙しておこう：①文化生活の発展過程をトレースする；②文化的活動とその物質的基礎の拡大再生産に資金を提供する；③文化的活動と他の社会的・経済活動を直結する様に努力する；④文化的生産の進歩に貢献する様な現代的文化活動形態を組織する；⑤文化に関する社会的計画の作成と採択において DPZ と協働する；⑥文化領域で働く者の専門的能力向上の為の資金を出す；⑦文化の国際交流の資金を提供する。文化 SIZ の最高機関は、議会である。議会の成員は、文化的活動を専門にする労働組織、専門家団体、経済領域の労働組織、社会政治組織及び市民連合の代表者であり、また DPZ の任命する人々である。

1969 に入って、更にもう一つの社会的活動領域が SIZ によって包摂される事になった。すなわちセルビア共和国において『科学活動法』Zakon o naučnim delatnostima が制定され、それに依拠して科学研究 SIZ が設立された。但し、上述の四領域における SIZ が法律によって設置が義務付けられていたのに対し、科学研究 SIZ は、科学研究の社会的役割の遂行、経済と社会の科学との直結、科学に関する社会の共同利害の実現を目指して、設立してもよろしいものであった。教育 SIZ と同じく、地域別と部門別に編成されることになっている。科学研究地域 SIZ と科学研究特別 SIZ がそれである。SIZ である以上、議会が最高管理機関であり、様々な利害ある諸組織から送られる代表者から成る。地域 SIZ の議会は、専門科学組織の代表、DPZ 議会の任命する代表、経済会議所の代表及び他の社会的活動を行なう SIZ の代表から成る。特別 SIZ の議会は、夫々の部門の必要に応じて SIZ を設立する科学組織と経済組織の代表者から成る。財政の面から地域 SIZ を見ると、『科学活動法』は、科学研究 SIZ の為の資金を保証する義務ある諸組織を銘記している：経済的活動に従事する労働組織、それらの連合体、教育 SIZ、雇用 SIZ、社会保障 SIZ、社会政治共同体、セルビア科学アカデミー。科学研究地域 SIZ に集められた資金は、例えば以下の如くに利用される：①大規模かつ長期的な科学研究プロジェクトの資金として；②多数の経済組織に直接かつ共通の利益となる科学研究に；③科学研究組織の建物や設備への資金手当として；④科学研究要員の資格・能力の向上の為の資金補助として；科学研究の成果の刊行と専門雑誌の出版の費用補助として。科学研究 SIZ の設立目的は、以上の説明から読み取れる如く、他の諸 SIZ のそれと基本的に同じであり、活動の具体的領域の差による相違が見られるにすぎない。すなわち、①科学研究

## SIZ システムの成立とその意味

の発展の方向付け；② 科学研究活動の組織化；③ 科学研究の遂行と発展の為の資金確保；④ SIZ が資金を保証する科学研究のプログラム作成；⑤ DPZ の科学研究計画の作成と採択における協力；⑥ 科学研究組織の活動と経済組織の要望との結合；⑦ 研究者養成に関して教育活動との調整；⑧ 科学問題に関する DPZ への提言と助言；⑨ 外国との科学交流の促進；⑩ 科学知識の普及。

翌 1970 年にスロヴェニア共和国においても『研究活動法』 *Zakon o istraživačkoj delatnosti* が採択され、この領域における SIZ の活動が始った。

これまで本章で説明して来た現実的発展と前章で述べた理念的展開が 1971 年の『憲法修正』において SIZ を憲法的存在へ高める方向へ収斂する。

『憲法修正』の採択以後最初に生まれた SIZ は、セルビア共和国の 1972 年の『直接的児童保護と児童手当に関する法律』 *Zakon o neposrednoj dečjoj zaštiti i dodatku na decu* に基づく児童保護 SIZ である。『憲法修正 XXI』によれば、SIZ は、必ずしも立法措置に基づく必要はなく、より自由に創設し得るのであるが、社会の意識の水準が『憲法修正 XXI』の採択という立法行為で飛躍するものでない以上、社会的に重要な公共サービスの供給は、まだまだ権力発動としての強制法に依存せざるを得ない。児童保護コミューン SIZ を各コミューンに一つずつ、及び共和国 SIZ を設立する事は、法的義務である。しかしながら、1971 年以前の諸 SIZ と異なっている点は、SIZ の内部構造、例えば SIZ 議会の構成や選挙の仕方などが SIZ 構成メンバーの自由に定める所になった事である。

同じく 1972 年にセルビア共和国で『体育法』 *Zakon o fizičkoj kulturi* が発布され、SIZ が体育の領域にも設立された。

1974 年『憲法』発布直前の SIZ の状況は、上記の如き発展の結果として、以下の表<sup>1)</sup>に示される如くであり、まだまだ法律=権力行為に基づく設立が圧倒的であり、『憲法修正』の導入した自主管理協定・社会協約に立脚する SIZ の割合は、少ない。すなわち、1962 年から 1973 年の間に 1116 の SIZ が設立されたが、83%が法律に基づくものであり、17%のみが自主管理的に設立されたにすぎない。自主管理的に設立されるのではない自主管理利益共同体とは、形容矛盾そのもののように聞えるが、ここで注意しておくべきは、第一に、1971 年までの SIZ の名称には「自主管理」 *Samoupravna* がまだついていなく、「利益共同体」 *Interesna zajednica* にすぎなかった事、第二に、かかる矛盾は、単に SIZ にかかわるだけでなく、ユーゴスラヴィア社会主義の建設過程の矛盾——非自主管理的な共産主義者同盟の指導の下に自主管理型社会主義の社会を創造すると云う矛盾——の一面である事である。かかる矛盾に満ちた権力行為が権力行為の領域をせばめようとする方向に発揮されている事を忘れてはなるまい。

とは言え、かかる設立の事情は、SIZ の使用する総資金の中で 1.3%のみが協約と協定により、他の 98.7%が法定の義務的分担である<sup>2)</sup>事によりドラスティックに反映されている。資金の源泉、総額、分担率は、法定なのである。

1973 年 7 月における教育、保健、児童保護、文化及び雇用の各 SIZ の議会の成員の数

1) [12] p. 25.

2) [12] p. 26.

SIZ 部門と設立原則

	法律に基づく設立	自主管理協定と社会契約に基づく設立
教 育	320	77
科 学 研 究	4	1
文 化 活 動	233	20
社 会 保 障	142	4
社 会 福 祉	9	5
雇 用	72	5
児 童 保 護	146	1
そ の 他	69	8
	995 (83%)	121 (17%)

は、40,070 人であったが、その内訳を見ると、利害当事者の要望が正しく反映される構成であるとは必ずしも言えない。当該の社会的サービスを遂行する労働組織の代表者が 29%、経済領域の労働組織とそれらの連合体の代表者が 27%、当該サービス以外の社会的活動を行なう労働組織とそれらの連合体の代表者が 10%、社会政治同体の議会、社会政治組織の代表者が 22%、及び居住地共同体 Mesna zajednica の代表者 11%がであった<sup>3)</sup>。SIZ の大きな目的の一つとして、社会的サービスの享受者であり、その為の資金の終局的創造者である直接的生産者の要望・必要をより強く生かす事があるとすれば、上記の構成比 27%は、明らかに不利である。

次いで、SIZ 議会の成員を労働資格の面から分析してみると、労働者（高資格、有資格、半資格、無資格労働者）の割合は、15%である。議会の執行委員会の成員 8,853 人の内訳を見れば、労働者の比率は、10%に下る。つまり、経済的活動の代表者の過半は、企業長、部長、法律専門家、エコノミストそして技術者から成っている<sup>4)</sup>。

すなわち、成立期の SIZ は、設立の事情と資金の確保の点から見ると、SIZ が克服すべき対象とする古典的な国家財政的性格を強く残し、SIZ に集中された資金の使用の点から見ると、各部門のテクノストラクチャが資金配分的意思決定に強く影響している。かかる特徴は、1971 年の『憲法修正』以前に顕著であったのであって、かかる傾向を克服するものとして『憲法修正』が試みられたのであった。しかし、それ以後も抜本的解決にいたらず、あらためて全面的な社会システムの改革が 1974 年『憲法』と 1976 年『連合労働法』の形で明文化される。

国家財政的性格の強さやテクノストラクチャの影響力の強さは、たしかに SIZ の理念論に照して見れば、否定的なものとして評価されねばならないが、SIZ の前史をそのような否定的側面からのみ性格付けてしまえば、1962 年以來の歴史の動きを誤って理解する事になる。かかる社会的動きが示したプラスの面は、以下の様に要約できよう：第一に、教育、科学研究、保健、社会福祉等の重要な社会的機能を必ずしも国家の媒介なしに社会的に組織でき、機能の遂行を保証できる事が実証された；第二に、勤労者の自主管理

3) [12] p. 27.

4) [12] p. 27.

## SIZ システムの成立とその意味

的結合によって充足すべき必要と欲求は、勤労者と勤労者の連合組織に無縁な何か抽象的共同利害、一般的欲求ではなく、勤労者自身の、連合労働組織それ自体の現実的必要・欲求である事が確認された；第三に、物質的生産領域と他の社会的活動領域を、つまり物質的生産者と社会的サービスの担い手を直接に連結する形態が発見され、これによって精神労働と肉体労働の分裂に起因する社会的問題を克服するプロセスがはじまった；第四に、社会的活動領域における諸関係と諸過程が社会的サービスの利用者とその提供者の連合組織による共同的統制下に置かれ得る；第五に、SIZにおける自主管理的関係が集团的利害や個人的利害の競争原理に基づかず、諸利害の相互連結性、相互調整、労働の自由交換、互惠性及び連帯性の原理上に築かれる事が示された<sup>5)</sup>。

### 第 IV 章 SIZ システムの確立

1974年『憲法』によってSIZは、ユーゴスラヴィア社会主義の社会経済システムに有機的に組み込まれる事になった。SIZにおける決定主体、決定様式、人々の関係の整序、利害・欲求・物質的可能性の調整の諸点において経済部門で発達して来た自主管理に整合する社会的自主管理が全面的に試みられるようになった。

前章でSIZの歴史的形成過程を記述し、その歴史的意味を確認したが、本章では先ずこれまでのSIZ（IZと言われていた）の欠陥、何故に新しいSIZの出発が必要となったか、を論じよう。一言で表現すれば、自主管理的社会経済システムの諸公準への不適合性であるが、具体的に列挙すれば、問題は、以下の如くである。第一に、SIZへの資金集中の仕方に伝統的な形式そのものではないにせよ、国権主義的關係=国家財政方式が残存している。すなわち、連邦から共和国のレベルのDPZがSIZに結集される資金の額、源泉、徴収形態（分担金と税）を殆ど全面的に決定していた。この意味で社会的自主管理の欠落が顕著であり、SIZとは諸部門に分立した国家予算にほかならない面があった。資金を創造し、生産する側の労働者から見ると、自分達の剰余価値が強制的に奪われる事になる。第二に、このようにして集中された資金は、資金の生産者・創造者の管理から離れて、資金の使用者=サービスの提供者の集团的所有であるかの如くなる。しかし、この集团的所有者は、資金の再生産の能力も責任もないので、国家がその責任者・能力者として登場する。すなわち、国権主義的=国家所有的關係がSIZの集团的所有關係を生み、後者が再び前者を必要とする。以上の二項が本質的否定面であるとすれば、その結果、次のような現実的否定面が現われる。第三に、社会的労働の経済的領域が教育、文化、科学、保健、その他の社会的活動から切り離されるので、資金の提供（利用）、社会的サービスの享受（提供）に関して両者の間に調整されざる相互対立が強く残る。第四に、資金の確保を決定する人々は、いわば他人の欲求・必要の充足の為に他人の生み出した資金について決定するのであるから、欲求・必要の正確な規定や充足コストの正確な算定に死活的関心を持つ訳でない。その意味で伝統的国家財政システムにおけると同様に、共通的欲求と充足コストの評価に官僚主義、主観主義、図式主義、恣意主義が現われる。第五に資金の集中が国家決定であって、資金の利用者がそれを使って行なうべき労働の成果に

5) 本章で主に依拠した文献は、[12] pp. 25-32, [22] pp. 21-30.

緊密に結び付いていない。それ故、社会的活動領域で使用できる資金と設備の合理的・経済的利用、客観的に可能な労働生産性の達成が期待できない。第六に、社会的活動に従事する労働が自己目的化してしまい、そのサービスや成果の利用者の現実的要望に即して、社会的活動の量、構成、内容、発現形式が決まるように社会的力が働かない。つまり、社会的サービスの生産者が社会に存する需要とは関係なく供給量を決めるという一種の無政府的自由主義がはびこる。第七に、その反面、資金の徴収者であり、SIZを介して社会的活動に資金を供給する国家の発言力が強くて、社会的活動が国家意思に従属し、やはり社会の必要からはづれる。

以上に見られる如く、社会的活動が国家を大なり小なり媒介してなされると、社会的活動がその主要な利用者であり、その為の資金提供者である経済的活動から切り離される、従って経済的活動における労働者自主管理と社会的活動の国家的管理という二元論が克服されない、と言う所に1962年以来、特に1973年までの、また改善されたとは言え、1971年『憲法修正』以後のSIZの短所があると総括されている。とすれば、社会的活動部門と経済的活動部門を市場メカニズムで、商品形態で連結するのが後者=資金の創造者=サービスの利用者の希望・要求・必要を前者に押し付ける近道のはずである。何故、国家権力装置にかわって商品経済を社会的活動領域にも導入しないのであろうか。1950年代の初頭、労働者自主管理が経済部門にはじめて導入された時、それは、商品交換のメカニズムによって経済的活動が制御されると云う条件の下で可能となったのであった。従って、問題設定は、物質的生産が商品形態に基づいて行なわれ、先ずそこにおいて自主管理の原則が定着したのであるのに、何故、共通的必要を充足する諸活動——教育、科学、文化、保健等における活動を商品交換原則で組織しないのであろうか。ここで社会的活動の特殊性が吟味されねばならない。第一に、自己の欲求・必要を充足する条件として他者のそれがある程度満されているような共通的必要・欲求がここでの主題である。すなわち、教育、科学、文化、保健、社会福祉等に関する欲求充足の社会的レベルがその充足の個人的レベルに影響する。また社会的活動のコストも個々の需要者がそのつど支払うという形で対処し得ない位に大きい。ところで、市場は、個別的欲求しか、つまり個々の財・サービスに対する個別的な需要しか記録できない。第二に、教育と文化は、多種多様な人間能力の源泉、人間としての成長の替え難き条件、社会生活・経済生活・政治生活に参加し、豊かに享受する条件である。保健と社会福祉は、人間の生物学的かつ社会的生存の維持にかかわり、ある個人がそれらの必要を感じるかどうか、個別的に充足する可能性があるかどうかに関係なく、万人に提供されるべきものである。従って全体としての労働の自由交換の原理や連帯性原理の適用が必須であり、市場メカニズムによって処理されえない。第三に、教育、文化、科学、保健あるいは社会福祉等への欲求・必要が如何なる仕方で、如何なる内容で、如何なる程度に充足され、どんな方向に発展するかは、単にかかる欲求・必要を有する者にとってのみならず、社会に活動するあらゆる主体にとって重要である。従って、かかる領域の活動と発展は、市場メカニズムではなく、あらゆる関係者が参集できる社会的機構によって制御されねばならない。第四に、経済的メカニズムは、既存の、自覚された欲求・必要に対して有効に—金銭で表現された需要の範囲であるにせよ—反応でき

## SIZ システムの成立とその意味

るが、いまだ十分開花していない欲求、従って市場の需要という形で現われない欲求に適切に対処することが出来ない。ところが、科学、文化、教育は、かかる未開化の生れつつある、発展しつつある欲求にかかわる活動領域である。第五に、教育、文化、保健の活動が提供するサービスは、何か市場で自立的に計量し、価値評価できるような商品ではなく、有形・無形にサービスを受ける人間の内部に畜積されるものである。第六に、経済的活動に比して設備よりも人間的要素が支配的である社会的活動では、生産性の伸び率が低い。それ故、共通欲求を充足するサービスの市場価格は、物的財貨のそれに比して高くなり、それへの市場的需要を益々少なくする恐れがある。それ故、市場的需要の保証する資金で社会的サービスの再生産が保証されないならば、それを社会的に必要と認める限り、非市場的仕組で資金を手当し提供されるサービスの量を決めねばならぬ。第七に、商品経済が社会的活動を包摂し得たとして、その場合、一般大衆の入手できるサービスは、安い価格にする為に、画一化され、標準化され、使用価値視点から見て低レベルのものとなり、質の高いサービスは、特権的富裕者はともかく、多くの人々の入手し得ぬものになる。

かくして、1974年『憲法』体制におけるSIZは、非国家的、非市場的な社会的分業編制様式のある種の具体的形態を試行しようとする。とは言え、現在のユーゴスラヴィアにあって、市場や国家の果す役割を無視し得ない。市場に関して言えば、経済的活動の大部分が市場だけではないにせよ、市場を一大前提にして営まれている。従って、SIZへ資金を結集する側は、その資金を市場で商品を実現して入手している。また、SIZから資金を取得する側は、その資金を市場に持ち出して必要な商品を買う。かかる事情であるから、SIZに資金を結集する主要な原則=労働の自由交換を実行する具体的形式である社会的サービスの価格を設定する際にサービス・コストは、市場の影響から自由であり得ない。また、社会的サービスを行なうOOURにおける所得分配、個人所得分配も市場を無視して行なえない。更にSIZ資金がまかなえる範囲をこえる社会的サービスは、供給されないのではなく、市場価格で供給されることもあり得るであろう。

国家に関しても、全面的否定を空想するのではなく、国家がいかなる程度に、いかなる形でこの領域に作用しうるかである。先ず、社会的活動における一般的関係の枠組=法的枠組を設定すること、SIZにおいて共通欲求の充足用資金の額・源・形成様式の問題を決定するに際してサービス供給者とサービス享受者の諸利害を一般社会的利害も調整すること、所得分配の全体的構造の中にSIZを介する資金の動きを調整し、欲求・必要と充足可能性の全体的バランスを確定する事、要するに、出来る限り、サービスの供給者=資金の利用者とサービスの利用者=資金の供給者の合議で事を処理すべきであるが、両グループの意識の射程外にあるより広い一般社会的利害の代表者として国家の役割が残されている。DPZ経済発展と社会的活動の発展に関する社会計画を採択する、あるいは教育、科学、文化、保健及び社会福祉などの特別に社会的重要性ある領域において両グループの労働組織だけでなくDPZが社会協約の当事者になるなど。

かくして、第I章で説明したSIZの理念像が1974年『憲法』の中で調琢される。SIZの新しく、より完全なシステムを支える諸原則を詳述すると、以下の如くなる。①共

通的欲求・必要の為の資金を保証する労働者グループとその資金を使って共通的需要を満足させるサービスを行なう労働者グループの間に成立する諸関係を自主管理的かつ直接的に整序する事；②サービスに投入される労働とそれによって充足される欲求・必要を意識的に調整する事；③共通的需要に関して登場するあらゆる社会的主体=両グループの労働者すべてが対等である事；④共通的需要にあてられる資金の量と用途の決定に関して資金の形成者が疎外されてはならぬ事；⑤共通的需要を満足させるサービスを生み出す勤労者の社会的・経済的地位が他の領域の勤労者と同等である事；⑥ SIZ において相互の権利、義務、責任、活動の遂行及び資金の確保について意思決定がなされる場合、より広い社会的利益、あるいは特に社会的に重要な利益が保証されねばならぬ事；⑦両グループの労働者のすべての意見が反映され、彼等の直接的影響が保証される為、SIZ の意思決定プロセスを代表委員制 *Delegatski sistem* で組織する事；⑧両グループの労働者間の所得移転の原則として労働と労働成果が基礎に置かれる事；⑨共通的需要の充足用資金を保証する連帯性原理の中に、ヒューマンイズムの原則だけでなく、労働に応じた分配の原則を生かす実現様式が見い出さるべき事<sup>1)</sup>。

## 第 V 章 SIZ の管理

SIZ の仕事・業務を管理する最高機関は、SIZ を構成する諸労働組織の代表委員から成る議会である。これは、1974 年『憲法』の第 111 条に銘記されている。更に、代表委員の SIZ 議会における活動が選出団体、すなわち SIZ 構成員である諸労働組織 (OUR, OOUR, 労働共同体 RZ) が決定する指針・方針 *Smernica* の枠内でなされるべき事も、同条文の第二項に記されている。同じ規定が『連合労働法』の第 486 条にそのまま利用されている。

かかる規定を理解するには、SIZ が現代資本主義によくあるように教育、科学あるいは文化活動を援助する単なる財団でなく、ユーゴスラヴィアの政治システムの一環をも成している事を知ってなくてはならない。基本的に言って、共和国からコミュンにいたる所謂 DPZ (社会政治共同体) の議会も SIZ の議会も、同一原理で選出され、活動している。それが、すなわち代表委員制である。代表委員制なる政治システム概念は、代議制 *Politička reprezentacija, Predstavnički sistem* に対置されるものである。代議制によれば、定期的に行なわれる選挙によって選ばれた議員は、次の選挙までの期間、選挙人から全権を委任されており、自己の価値基準、政治的信条に従って自由に活動できる。逆に言えば、一人の議員を選挙した多数の選挙人は、その瞬間から次の選挙時まで一切の有効な政治的発言権を失なう。代表委員制によれば、代表委員は、選出団体の方針に忠実であり、そこに責任を有し、またそうでないならば、何時でもリコールされる。その意味で代表委員を選ぶ人々は、常時自己の政治的発言権を保持しつづける。労働者自主管理の原則を社会全体の統治へ拡大しようとするれば、政治生活の組織原則として代表委員制が採用されるのは、自然な動向であろう。1963 年『憲法』では DPZ 議会に国家機関と社会的自主管理機関の二重性が前者に傾斜して見られていたが、1971 年『憲法 修正』を経て、1974 年『憲法』における代表委員制の全面的採用によって社会的自主管理機関の性格を濃くし

1) [13] pp. 39-55, 68-76, [16] pp. 19-21, [18] pp. 35-49, [23] pp. 46-55, 78-87, 89-102.

## SIZ システムの成立とその意味

たと言われる。かかる動きの一環に SIZ 議会の代表委員制が位置付けられている。すなわち、すべての労働者が代表員を通して、DPZ と SIZ の活動、つまり政治一般と社会的サービス部門に影響を及ぼし得るとされる。

代表委員制の具体的形態は、選出団体と代表委員の中間に代表団 *Delegacija* なる集団が設定されている点に特徴がある。先ず、代表団が選ばれ、次いで代表団員の中から代表委員 *Delegat* が議会へ派遣される。

従って、SIZ 議会の代表団を選出する団体になる資格を有する人々を確認しておこう。① OOUR の勤労者；複数の OOUR に共通する業務を行なう労働共同体 *Radna zajednica* (RZ と略称) の勤労者；② 農業、手工業などの私営部門に従事しているが、何等かの形で社会有部門と連合している人々；③ 国家機関、社会政治組織、他の社会組織の労働共同体 RZ に働く勤労者；SFRJ (ユーゴスラヴィア連邦社会主義共和国) の軍人と軍属；⑤ 学生と生徒；居住地共同体 *Mesna zajednica* の勤労者・市民。要するに、SIZ を構成する労働組織と市民が代表団を選び出す権利を有する。

ところで、DPZ と異なって、選出団体、特に OOUR と RZ が関係する SIZ は、一つであるとは限らない。共通的欲求・必要の種類に対応していくつもの SIZ が設立されていると言う事情がある。従って、代表団の選出に関して複数の可能な方式が存在する事になる。①ある労働組織 (OOUR, RZ) があらゆる SIZ に対して独自の代表団を選出する；②類似した活動を行なう複数の SIZ を一括して、一代表団を選出する (例えば、教育・文化・科学を担当する代表団、保健・社会福祉・年金を担当する代表団、住宅・公共施設を担当する代表団)；③すべての SIZ を担当する一般的代表団を選出する；④複数の小規模な労働組織が合体して、一選出団体となり、①か、②か、③かのやり方で代表団を選出する；⑤勤労者の数がすくない労働組織では全員が代表団を構成し得る；⑥特定のケースでは、労働組織の管理機関、例えば労働者評議会 *Radnički savet* が代表団の役割を兼ねることができる；⑦私営業者の場合、関係する協同組合の管理機関に、あるいは例外的だが DPZ 議会の代表団に SIZ 議会の代表団の役割を委任できる；⑧居住地共同体の場合、代表団が特別に選出されることもあるし、共同体評議会が兼任することもある；⑨社会政治組織、社会組織及び市民団体の場合、SIZ 議会への参加は、これら組織の選挙された指導機関を通して行なわれる。かかる可能性のいずれが選択されるかは、各労働組織の特殊条件を考慮して、そこで働く勤労者が決める。労働者自主管理の発達した大きな労働組織においては、①と②への志向が見られる。しかし、多くの場合、あらゆる SIZ を担当する一般的代表団が形成される。また、どのような様式で代表団が選ばれるにせよ、企業長を始めとする業務の指揮に当る指導職は、代表団に選ばれる権利を持たぬ。従って、代表委員にもなれない。

代表団が選出されると、代表団員の中から代表委員が選ばれる。この点で DPZ 議会の代表委員の任期が4年と言うように固定されているのに対し、不定であると言う大きな差がある。すなわち、ある代表委員は、ある会期のみ、特別の問題が論議される時のみ議会に出席し、別の会期で別の問題の時は、他の代表団員が代表委員として出席するという活動方式も可能である。選出団体と代表団の見解と方針が首尾良く実現される様に代表委員

を選別すれば良いのである。

以上の叙述では、あたかも一代表団から一代表委員が派遣されるが如き印象を与えたかも知れないが、SIZ 設立の自主管理協定できまる SIZ 議会の定員は、代表団の数より少ないのが通例であるから、複数の小さな代表団が集って、協議会を結成し、共同の代表委員を派遣する事態が一般的に生じる。従って、ある選出団体の利益が SIZ 議会に反映される度合は、この場合小さくなる。つまり、大きな選出団体は、自己の大きな代表団から直接代表委員を SIZ 議会へ送り込める事になり、相対的に有利である。

次いで、代表団の機能を論じよう。第一に、個人も代表団に選ばれる事なしに、代表委員になれない。つまり代表委員は、代表団を通して自主管理の基層である労働の現場に結び付いている。第二に、選出団体の勤労者が代表団を選ぶのも、そこに全権を委任する為でない。代表団も代表委員も「勤労者の名前で」意思決定する主体でなく、あくまで基層の勤労者が意思決定に参加する為のメカニズムである。第三に、代表団は、議会と自己の代表委員の活動を観察し、それについて基層の選出団体の勤労者に報告する。すなわち、議会で何が審議され、何が決定されたか、他の代表団の代表委員による提案や発議について報告する。第四に、基層の勤労者にとって特別に重要である案件を彼等の前へ決定前に提示する。第五に、特別に重要な案件について代表委員、他の代表団、他の代表委員と共に討議し、SIZ 議会における採決前に合意に達する。第六に、代表団は、代表委員を通して個々の問題を審議するように発議し、また SIZ の規約や規則を採択するように提案する。第七に、代表団は、他の諸代表団と協力して、共通的必要に関係する諸問題の共同的解決の発見に努める。

代表委員は、上記の代表団の任務の説明から分る様に、選出団体と代表団の定める基本方針の枠内で——この基本方針の内容も彼の活動によって影響されるのだが——議会で活動する事になる。しかし、代表委員は、彼を派遣した選出団体と代表団の利害だけでなく、他の諸選出団体と諸代表団の利害、更に社会全体の利益を考慮して、自分の判断を下す。その意味で代表委員は、代表団や選出団体の単なる受動的分身ではない。しかし、基本方針からはずれた決定行動をとった場合、代表団は、その理由と説明を聞いた上で代表委員に対して然るべき措置をとることができる。SIZ の所得や集中された資金の利用に関する重大な決定のような場合、代表団の見解が代表委員を完全に束縛したとしても、代表委員制の精神に違反したことになる。ともあれ、SIZ 議会を舞台にする多様な見解を持つ代表委員達の自由かつ自発的な活動を通して、代表団も選出団体も他の多くの代表団や選出団体の見解をより良く知り得るのであるから、それ故、代表団レベルの見解の相互調整が実質的に意味を持つのは、代表委員が選出団体と代表団によって与えられる方針に機械的に束縛されないかぎりであろう。SIZ 議会の代表委員にかかる機能が期待されるからこそ、つまり問題に即して共通の利益と共通的解決を発見して、自主管理的決定に至る事が期待されるが故に、DPZ 議会の代表委員が任期四年と固定されているのに対して、SIZ 議会の代表委員は、特定個人に固定されず、問題に応じて最適な人物が就任し得るようになっている。

SIZ の最高意思決定機関である議会の構造を概観しておこう。構造から見て、SIZ 議会

は、一院制、二院制、三院制にわかれるが、夫々は、SIZ が担当する活動の特殊性を反映している。雇用問題 SIZ は、一院制をとる。教育 SIZ は、二院制をとる。つまり、教育活動を行なう労働組織の代表委員から成る院と教育活動へ資金を提供する労働組織の代表委員から成る院である。職業教育 SIZ は、三院制をとる。資金利用者院、資金提供者院及び生徒・学生の代表委員から成る院である。最も代表的なタイプは、SIZ の基軸概念が労働の自由交換であることから判る様に、二院制である。資金に体化された労働を社会に提供する労働者グループとその資金を活用して、有益なサービスを社会に提供する労働者グループを夫々代表する二つの院 *Veće* が議会を構成するのは、自然であろう。

二院制を例にとって SIZ 議会の決定権限を説明しよう。両院の定員の大小にかかわらず、SIZ の担当する社会的活動に関するすべての案件を対等の立場で決定する。特に、資金の分担率の決定、定款の制定、諸規則の制定、発展政策・プログラム・プランの採択、資金の配分基準・優先順位の決定、広級の SIZ への連合に関する決定等は、同一の文案を両院が可決しない限り、有効でない。上記に列挙した SIZ の活動にとって死活の問題に関して、両院の間で、つまるところ、両グループの勤労者の間で合意に至らない場合、この領域の社会的サービスは、社会に提供されなくなるのであろうか。特別に社会的重要性を有すると認められる社会的活動に関する限り、かかる場合、社会政治共同体 DPZ の議会が乗り出して、臨時の決定を下す。

SIZ 議会与 DPZ 議会の関係は、上記の様な非常の、あるいは臨時の場合に限定されない。恒常的、かつ正常的な結び付きも強い、SIZ システムが社会政治システムの有機的一環として構想されている以上、両者の結び付きは、当然ながら深くなければならない。社会的活動の内容を規定する法律を制定したり、社会的活動に関する社会計画を採択したり、特別に社会的重要性ある社会的活動への資金保証に関する基本政策を確定したりする際、関係する SIZ 議会は、DPZ 議会と合同して決定に参加する。例えば、クロアチア共和国において『教育 SIZ 法』の改正が行なわれた時、クロアチア共和国議会の連合労働院と共和国レベルの教育 SIZ と職業教育 SIZ は、合同会議を開いて採択したのである<sup>1)</sup>。このような合同決定の事例は、社会的自主管理の精神から歓迎されているが、実際には極めて稀であると言う。繁雑なるのをさける為に指摘するにとどめるが、SIZ 議会は、執行委員会 *Izvršni odbor*、各種の常設、非常設の小委員会、更に事務機構の統率者である事務長を有し、事務長の職務の重要性を考慮して、彼の任命は、DPZ 議会の同意を必要とする<sup>2)</sup>。

## 第 VI 章 科学 SIZ の例

これまで説明して来た SIZ システムのイメージをより明瞭にする為に、一つの事例をとりあげてみよう。科学と言う直接的な過程としては現存の富を消費しつつ、新しい発見と発明と言う形で将来における社会への富の環元が期待される社会的活動は、商品経済の

1) [20] p. 78.

2) [5] の関連項目, [6] pp. 28-31, 96, 130-139, [8] pp. 9-24, [9] pp. 96-108, [10] pp. 109-132, [19] pp. 51-57, [20] pp. 64-78, [25] pp. 34-36.

法則のみによっては十分に発展し得ぬ領域である。この活動が如向なる形で組織されているかを、クロアチア共和国のケースを観察して、概括してみよう。

特別に社会的重要性ある部門とされる科学は、1974年に採択された共和国の法律『科学活動の組織に関する法律』によって義務的に SIZ 体系に組み込まれた。

科学 SIZ の体系は、基層的 Osnovna SIZ (OSIZ と略称)、SIZ 及び共和国科学労働共同体 (Republička zajednica za znanstveni rad, RZZR と略称) から組立てられている。OSIZは、SIZ の部分をなし、SZZR は、RSIZ に連合する。

まず、共和国の領土内にある研究所、学部、センター等の科学研究に従事する諸施設を研究内容に即して七つのカテゴリーに分類する。それに準じて、科学研究の成果を利用し、資金を提供する側の労働組織を同じく七つのカテゴリーに割り当てる。

SIZ I に属する科学研究機関は、物理学、冶金学、電気技術、造船技術、機械学に従事し；利用する側の労働組織は、冶金業、機械製作、造船、電気工業、電子工業、海運・川運業、電信・電話業、そして関連する商業に従事する。SIZ II の研究機関は、化学、化学技術学、薬学；労働組織は、化学工業、石油・ガス精製・加工、非金属加工、製薬業、そして関連する商業。SIZ III の研究機関は、天文学、地球物理、地質学、地質化学、鉱山学、土木工学、建築学及び関連商業；労働組織は、地質調査組織、鉱業、石油・ガス採掘、水経済、建築業、土木業、住宅・公共施設、鉄道、道路輸送、航空輸送及び関連商業。SIZ IV の研究機関は、農学、畜産学、獣医学、林学、食品科学；労働組織は、農業、畜産、林業、製材業、食品工業及び関連商業。SIZ V の研究機関は、医学、生化学、歯科学；労働組織は、保健、社会福祉、製薬業及び関連商業。SIZ VI の研究機関は、数学、統計学、経済学、法学、政治学、経済地理学、社会学、情報学；労働組織は、銀行、保険、公共施設、接客サービス、観光、社会的サービス、他の SIZ に属さない商業。SIZ VII の研究機関は、歴史学、考古学、民族学、文献学、哲学、心理学、教育学、犯罪学、映画学；労働組織は、文化、教育、科学、芸術・娯楽、印刷、出版、新聞、ラジオ・テレビ、映画及び DPZ の諸機関。

科学組織に働く勤労者の数と科学の為に資金を負担する労働組織に働く労働者の数は、以下の表に示されている。労働組織が提供する資金の負担率は、本来は SIZ 議会による

	科学組織	労働組織		科学組織	労働組織
SIZ I	3,378	212,215	SIZ V	1,623	67,794
SIZ II	1,296	160,488	SIZ VI	1,062	103,559
SIZ III	1,625	189,592	SIZ VII	1,027	117,379
SIZ IV	2,145	208,438	合計	11,682	1,059,465

決議=自主管理協定で決められるのであるが、発足時の経過措置として共和国の法律(1976年)で OOUR と RZ の所得の 0.25%、農業個人所得の 1%、個人営業者の個人所得の 0.25%に設定された。このように集中された資金が SIZ 議会で採択される科学活動計画に従って配分される。

科学 SIZ の議会は、科学利用者院と科学労働者院の二院制を採用している。代表団は

## SIZ システムの成立とその意味

特別に結成されず、SIZ に参加する諸組織の労働者評議会が兼任する。つまり、科学 SIZ への代表委員は、労働者評議会、あるいは若干の小規模の労働者評議会が集って結成する協議会から派遣される。各 SIZ の代表委員の定員は、以下の表の如し。すなわち、前表

	科学者院	利用者院		科学者院	利用者院
SIZ I	30	70	SIZ V	20	40
SIZ II	30	70	SIZ VI	20	60
SIZ III	30	70	SIZ VII	24	56
SIZ IV	30	70			

と対比して計算すれば、資金を提供する側は、1695 人 (V) から 3,031 人 (I) に一人の代表委員を、科学に従事する側は、34 人 (VII) から 113 人 (I) に一人の代表委員を SIZ 議会へ送り出している。更に、各 SIZ が連合して結成している共和国科学労働共同体 RZZR の議会が存在し、やはり二院制である。RZZR の利用者院は、定員 60 人であり、SIZ I の利用者院からの代表委員 12 名、II の 9 名、III の 11 名、IV の 12 名、V の 4 名、VI と VII が夫々 6 名と言う具合になっている。RZZR の科学者院は、定員 40 人であり、SIZ I の科学者院からの代表委員 11 名、II の 4 名、III の 5 名、IV の 7 名、V の 6 名、VI の 4 名、VII の 3 名から成る。

SIZ 議会における意思決定は、両院合同の会議でなされる場合と単独の会議でなされる場合とある。両院の合同会議で下される決定事項は、以下の如く重要な案件である。①科学発展共同計画；②科学発展計画と中期・長期の社会計画との調整；③科学研究計画の遂行状況の審議と適時な完成を保證する措置の作成；④科学研究組織、それらの配置、研究設備・能力の利用に関する討議；⑤研究評価の基準確定；⑥ SIZ の財政計画の採択；⑦ SIZ の決算と事業報告の承認；⑧科学組織の近代化投資プログラムの採択と近代化投資遂行状況の分析；⑨ SIZ 定款の採択と SIZ 議会の就業規則の制定；⑩ SIZ 議会の各種専門職の選出。原則として、意思決定における両院の重みは、対等である。しかし、SIZ へ結集される資金に関する決定権は、科学研究成果の利用者院にあり、科学研究活動の実行と組織化に関する諸問題は、科学労働者院になる。

DPZ 議会が個別科学分野にかかわる決定を下す時、関係する SIZ 議会が対等の資格で決定に参加する。また、共和国議会の連合労働院と RZZR 議会は、科学発展政策の大綱、科学一般を律する法律を対等の立場で決定する。

## 終 章

1979 年の 11 月に東京大学経済学部の主催するコンファレンス「マルクス経済学の現代的課題」で、私は、「現代社会主義の一考察」なるテーマで報告を行なった。その報告の中で現代の経済社会に市場メカニズム、計画メカニズム、第三メカニズムなる三タイプの経済メカニズムが識別され得ると主張し、市場と計画の最適組合せと言うような常識的混合経済論、市場と計画の収斂なる常識的収斂論を誤謬と言えないまでも、視野が狭きに過ぎると批判しておいた。市場と計画の他に両者と作動原理を異にする第三のメカニズムが

デザイン可能であり、萌芽的に1970年代のユーゴスラヴィアに存在し始めていると指摘し、混合、組合せ、収斂を云々するのならば、三者の間のそれを念頭に入れなければ、現代社会の難問を解き得ないであろうと主張した。その際、ユーゴスラヴィアの事例として所謂自主管理連合労働システムの全体像を持ち出すのではなく、その一環節であるSIZシステムと労働の自由交換なる構想を指摘しておいた。報告論文では、第三メカニズム、その一例としてのSIZシステムの経済メカニズム論的検討と経済思想史的意味付けに重点を置いて論じ、ユーゴスラヴィアにおける具体的制度であるSIZについては簡単に触れたのみであった。それ故、本稿は、報告論文を補完する目的をもつSIZに関する調査論文である。従って、SIZの理論的含意の解明は、報告論文で試みられ、本稿ではユーゴスラヴィアのSIZデザイナーの見解に即したSIZの紹介に論述目的が置かれている。

現代の日本社会をみても、特権的エリートに対してだけでなく、普通の公務員や特殊法人の勤務条件、給与、市民サービスの質等に対する民間企業の労働者や個人業者からの不満と批判が1979年になって前例のないほど一気に強く噴出した。また、国鉄、航空、郵便、電力等の公共料金の引き上げに対する不満も外向するにせよ、内向するにせよ益々強くなっている。民間並に働きもしないで相対的にめぐまれた労働条件を自分達の税金で保証されているのを見れば、誰も不公平に腹立たしくなるとか、生活の根幹にかかわる公共料金をあげられれば、誰も一度は批判したくなるとか言う様な単純な理解で済まなくなっているのではなからうか。公務員と特殊法人の労働条件の決定にせよ、公共料金の決定にせよ、要めの点は、納税者や支払者の、つまり最終的な資金の出し手の意見や意思が反映される社会的・政治的回路の不在の故に惹き起されるいらだたしさや疎外感ではなからうか。現在の各級議会と各級官僚機構の協業、つまり代議制民主主義と国家行政機構の二人三脚によってカバーしきれないような社会的利害意識が広く深く様々な社会集団・階層に生れつつ、しみわたりつつあるのではなからうか。単に他人の賃金が楽な仕事の割に高すぎるとか、電気や国鉄の料金が上っては生活に困るとか言う質の不満より——それも勿論大きいにせよ、それにとどまらぬ——もう一つ上のレベルの不満であろう。審議会や公聴会のようなささやかな儀式ではごまかしがきかなくなってきたのであろう。社会的意思決定の新しい回路を潜勢的に要請しているのかも知れない。

このように現代日本社会の一断面を念頭にいれてみれば、本稿で紹介したSIZシステムは、社会的意思決定の新しい回路の試行錯誤として、単にユーゴスラヴィアの新生事物であるのみならず、現代日本社会の問題を考察する際にも有益な知的・思想的刺戟を与えてくれるのではなからうか。

## 文 献

- [1] The Constitution of the Socialist Federal Republic of Yugoslavia, Belgrade, 1974.
- [2] Закон о Удруженом раду, Београд, 1977.
- [3] The Associated Labour Act, Belgrade, 1977.
- [4] Ustav Socijalističke Federativne Republike Jugoslavije, Beograd, 1963.
- [5] Marković, D. Ž., ed., Mali Leksikon Samoupravljača, Beograd, 1976.
- [6] Lovrić, I. I., Delegatski Sistem od ldeje do Ostvarivanja, Sarajevo, 1977.

- [7] Aleksić, M., ed., *Delegatski Sistem i Samoupravna Praksa*, Beograd.
- [8] Marjanović, J. R., "Samoupravna Politička Organizacija Našeg Društva i Delegatski Sistem", [7].
- [9] Šerer, V., "Delegatski Sistem u Udruženom Radu", [7].
- [10] Tatović, Lj., "Samoupravne Interesne Zajednice i Delegatski sistem sistem", [7].
- [11] Aleksić, M., ed., *Samoupravne Interesne Zajednice Teorija i Praksa*, Beograd, 1976.
- [12] Marinković, R., "Teorijske i Ustavne Osnove Samoupravnih Interesnih Zajednica", [11].
- [13] Trklja, M., *Društveno-Ekonomske Odnosi u Samoupravnim Interesnim Zajednicama*, [11].
- [14] Višnjić, M., "Samoupravljanje u Samoupravnim Interesnim Zajednicama", [11].
- [15] Vidović, J., ed., *Samoupravno Interesno Organiziranje*, Zagreb 1977.
- [16] Tonković, S., "Zašto Osnivamo SIZ?" [15].
- [17] Špoljar, Z., "Ustavna Koncepcija SIZa" [15].
- [18] Grbić, Č., "Samoupravni Društveno-Ekonomske Odnosi na Osnovi Slobodne Razmjene Rada" [15].
- [19] Vidović, J., "Delegatski Princip u SIZ ama" [15].
- [20] Mecanović, I., "Delegatsko Odlučivanje u SIZ ama.", [15].
- [21] Jurković, I., Adamović, B., "SIZ Znanosti" [15].
- [22] Mijučić, S., *Samoupravne Interesne Zajednice, Nastanak, Razvoj i Pravni Položaj u SR Srbiji*, Beograd, 1973.
- [23] Trklja, M., *Dohodak Kulture u Slobodnoj Razmeni Rada*, Beograd, 1975.
- [24] Bošković, B., Dašić, D., *Samoupravljanje u Jugoslavije 1950-1976 Dokumenti Razvoja*, Beograd, 1977.
- [25] Kardelj, E., "Sistem Socijalističkog Samoupravljanja u Jugoslaviji", [24].

## The Foundation and the Socio-Economic Significance of SIZ System

Masayuki IWATA

The New Constitution of the Socialist Federal Republic of Yugoslavia was adopted in 1974. It was the final formulation of a variety of fundamental concepts and ideas on the socio-economical and political institutions which had been designed, proposed and discussed since the Constitutional Amendments of 1971. The Associated Labour Act was promulgated in 1976. It was comparable to a certain kind of combination of labour relations law, business corporation law, mercantile law and the likes in capitalist societies.

The essence of the socio-economic systems which are depicted in the above mentioned documents can be said to be very different not only from that of the contemporary capitalism and the centralized socialism of traditional type but also from that of the former Yugoslav systems which functioned in the 1960's and for the first half of 1970's. The former socio-economic systems in Yugoslavia were characterized

to be the socialist version of the mixed economy of market mechanism and state intervention mechanism. In short they were called *Market Socialism* by western observers. The newly designed systems seem to be of rather utopian nature, because they consciously aim at the withering away of both State and Market.

The western definition of *Market Socialism* could be applied to understand the characters of Yugoslav socialism in the 60's. But we shouldn't forget the fact that from the viewpoint of socialist social relations of working people Yugoslav communists and theoreticians observed and analyzed the positive and negative effects of the mixed economy, especially of the liberalistic socio-economic institutions which had been introduced by the so called Socio-Economic Reform of 1965. The observations and analyses brought to light the fact that not only statist elements but also semi-capitalistic elements, sometimes pure capitalist actors had been growing stronger and stronger for that period.

In the first half of 70's they made up their mind to pursue a new socio-economic system whose principles should not consist in either Market or State. They created the new key-concept of the association of labour, namely the new idea of the system of self-managed associated labour. According to their theoretical judgements the association of labour couldn't be realized satisfactorily even within the economic units which were organized after the model of workers self-management, because the mutual relations of economic units were regulated and dominated by the anarchical laws of market mechanism accompanied necessarily with the state interventions as its complement.

The key-concepts appearing for the first time in the Constitution of 1974 but not having been found in the Constitution of 1963 are Associated Labour, Basic Organization of Associated Labour, Composite Organization of Associated Labour, Self-Managing Community of Interest, Delegation, Delegate, Delegational System, Social Compact, Social Self-Management Agreement and so on. These new concepts and ideas are combined with such traditional key-concepts and ideas of Yugoslav socialism as Workers Self-Management, Workers Council, Social Planning, Withering away of State and so on in order that they may constitute the new total system of self-managed associated labour.

Yugoslavian system-designers now consider that the system of associated labour is in principle different from the system based on market mechanism and denies the mechanism of state planning and that it is not any sort of mixture of the two mechanisms.

My paper does not aim at describing in full nor analyzing theoretically the new total system but confines itself to introducing its features by summing up the fundamental ideas and structures of so called SIZ institutions which are an important element of

the new system in the field of social activities, that is, public services. This paper contains only a part of my own analyses and judgements on the institutions of SIZ, because my theoretical considerations were given in another paper which was read in the conference on the contemporary problems of Marxian economics held by the Faculty of Economics and the Institute of Social Sciences, the University of Tokyo in autumn 1979. This one will be found in a book which is to be published 1980 by Todai Shuppankai (University of Tokyo Press).

This paper consists of the following six chapters.

In the 1st chapter are epitomized the most important principles determining the social characters of SIZ, namely Principle of Free Exchange of Labour, Principle of Reciprocity and Solidarity. Here is shown SIZ to be an abbreviation of Serbo-Croatian title *Samoupravna Interesna Zajednica* that means literally Self-Managing Community of Interest.

In the 2nd chapter is described the prehistory of SIZ concepts, namely the short history of birth and growth of conceptions connected with SIZ and Principle of Free Exchange of Labour from 1958 when the New Programme of League of Communists of Yugoslavia was adopted to 1971 when the Constitutional Amendment XXI was approved.

In the 3rd chapter are described some important events, — when the first social institutions of non-market and non-state type were established, how they developed into the system of SIZ in the field of social insurance, employment, health service, sciences, education and so on.

In the 4th chapter are discussed the reasons why social and public services can not or should not be exposed to the economic laws of commodity production, why they should not be organized nor financed through the state budget apparatus even when this kind of organizing way of social activities were the most rational and effective one. On the other hand is pointed out the fact that the activities of SIZ can not be completely free from the traditional two mechanisms under the conditions of contemporary productive powers and the level of social consciousness in Yugoslavia.

In the 5th chapter are explained the decisive roles which should be played by the delegational system — delegations and delegates — in connecting, regulating and adjusting the activities of SIZ Assembly and DPZ Assembly (DPZ is an abbreviation of Serbo-Croatian title *Društveno-Politička Zajednica*). This kind of organizational framework uniting the field of social services and the field of politics together is considered by Yugoslav system-designers to be one of realizable forms of social self-management.

In the 6th chapter is chosen as an example the case of SIZ for Sciences in Socialist Republic of Croatia in order to present concretely the elections of delegations and delegates to SIZ Assemblies and the branch structure of organizations of associated labour i. e. donators and donatories in the field of scientific social activities.